

## 災害時の登下校について

岐阜市に暴風警報が発表された場合や東海地方に地震の警戒宣言が発表された場合の休校等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 暴風警報、地震の警戒宣言(以下「警報等」という。)が発表された場合は、休校とする。
- 2 警報等が解除された場合の取扱いは次のとおりとする。
  - (1) 登校前
    - ア 午前7時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
    - イ 午前7時以降午前11時までに警報が解除された場合、授業は13時30分から、臨地実習は13時から行う。ただし、午前11時までに警報等が解除されない場合は、当日の授業を行わない。
  - (2) 登校後
    - ア 警報等発表時に、気象状況、道路・交通機関の状況を確認して、安全に帰宅できると判断した場合は下校させる。
    - イ 危険が予想される時は、ただちに安全な場所へ避難させる。
    - ウ その他、危険が予想される時は、学校長の指示に従う。
- 3 警報等の発表以前であっても、翌日以降の登校時に明らかに危険が予想される場合は、学校長が事前に休校等の通知を行う場合がある。
- 4 岐阜市に警報等が発表されていない場合であっても、学生の居住地において警報等が発表されている場合は、登下校の安全を確保するため、出席停止等の取扱いを行う。